## 食品表示基準について (新旧対照表)

改正後 (新)	改正前 (旧)
食品表示基準について(平成 27 年 3 月 30 日消食表第 139 号)	食品表示基準について(平成27年3月30日消食表第139号)
(総則関係)~(附則) (略)	(総則関係)~(附則) (略)
別添 添加物関係~別添 栄養表示関係 (略)	別添 添加物関係~別添 栄養表示関係 (略)
別添 アレルゲンを含む食品に関する表示	別添 アレルゲンを含む食品に関する表示
第1 アレルゲンを含む食品に関する表示の基準	第1 アレルゲンを含む食品に関する表示の基準
1 表示の概要 (略)	1 表示の概要 (略)
2 表示の対象 (1) (略)	2 表示の対象 (1) (略)
(2) 特定原材料に準ずるもの	(2) 特定原材料に準ずるもの
食物アレルギー症状を引き起こすことが明らかになった食品のうち、	食物アレルギー症状を引き起こすことが明らかになった食品のうち、
症例数や重篤な症状を呈する者の数が継続して相当数みられるが、特定	症例数や重篤な症状を呈する者の数が継続して相当数みられるが、特定
原材料に比べると少ないものを特定原材料に準ずるものとして、次の 20	原材料に比べると少ないものを特定原材料に準ずるものとして、次の 20
品目を原材料として含む加工食品については、当該食品を原材料として	品目を原材料として含む加工食品については、当該食品を原材料として
含む旨を可能な限り表示するよう努めることとする。	含む旨を可能な限り表示するよう努めることとする。

アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウ

イフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、<u>まつ</u>

アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウ

イフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、<mark>マカ</mark>

改正後(新)	改正前(旧)				
<u>ダミアナッツ</u> 、もも、やまいも、りんご、ゼラチン	<u>たけ</u> 、もも、やまいも、りんご、ゼラチン				
(3) (略)	(3) (略)				
3 表示の方法	3 表示の方法				
$(1) \sim (5)$ (略)	$(1) \sim (5)$ (略)				
(6) その他留意事項 ①~④ (略)	(6) その他留意事項 ①~④ (略)				
<u>(削除)</u>	⑤ 特定原材料等のうち、高価なもの(あわび、まつたけ等)が含まれる加工食品については、特定原材料等がごく微量しか含有されていないにもかかわらず、あたかも多く含まれるかのような表示が行われると消費者に誤認を生じさせるおそれがあることから、表示に当たっては、例えば「あわびエキス含有」など、含有量、形態等に着目した表示を行うこと。				
<u>⑤</u> ~ <u>⑧</u> (略)	<u>⑥</u> ~ <u>⑨</u> (略)				
第 2 ~第 3 (略)	第2~第3 (略)				
別表 1 特定原材料等の範囲	別表 1 特定原材料等の範囲				
特定原材 分類番号 分類番号 大分類 中分類 小分類	特定原材 分類番号 分類番号 大分類 中分類 小分類				
料等 (1) (2)	料等 (1) (2)				

改正後 (新)							改正前	〕 (旧)			
(略)						(略)					
落花生	(略)					落花生	(略)				
アーモン	69	8593	<u></u> 是類	その他の	アーモン	アーモン	69	8593	<u>穀</u> 果類	その他の	アーモン
ド				<u></u>	ド	ド				<u>穀</u> 果類	ド
あわび	(略)					あわび	(略)				
(略)						(略)					
オレンジ	(略)					オレンジ	(略)				
カシュー	69	8594	<u></u> 是類	その他の	カシュー	カシュー	69	8594	<u>穀</u> 果類	その他の	カシュー
ナッツ				<u>殻</u> 果類	ナッツ	ナッツ				<u>穀</u> 果類	ナッツ
キウイフ	(略)					キウイフ	(略)				
ルーツ						ルーツ					
(略)						(略)					
豚肉	(略)					豚肉	(略)				
マカダミ	<u>69</u>	<u>8599</u>	<u> </u>	その他の	他に分類	_(新設)_					
アナッツ				<u> 殼果類</u>	されない						
					<u> </u>						1
						まつたけ	<u>69</u>	<u>762</u>	きのこ類	まつたけ	
<b>t t</b>	(略)					<b>t t</b>	(略)				
(略)						(略)					
別表 2			別表 2								
特定原材料等由来の添加物についての表示例						料等由来の添	が加物につい	ての表示例			
1 特定原材料 (略)				1 特定原材	(略)						
2 特定原材料に準ずるもの					   2 特定原材	*料に準ずるも	oの				

			改正後(新)			
	特定原材料			特定原材料に		特定
	に準ずるもの	区分	添加物名	準ずるものの	備考	に準
	の名称			表示		0
	(略)					(略
	豚肉	(略)				豚肉
	マカダミア	_	=	=		_(新
	<u>ナッツ</u>					
	_(削除)_					まつ
	<u> </u>	(略)				<u> </u>
	(略)					(略
1	-				-	-

別表3

特定原材料等の代替表記等方法リスト

- 1 特定原材料 (略)
- 2 特定原材料に準ずるもの

通知で定め	代替表記	拡大表記 (表記例)
られた品目	表記方法や言葉が違うが、	特定原材料に準ずるものの名
	特定原材料に準ずるものと	称又は代替表記を含んでいる
	同一であるということが理	ため、これらを用いた食品で
	解できる表記	あると理解できる表記例
(略)		
豚肉	(略)	
マカダミア	マカデミアナッツ	
<u>ナッツ</u>		

		改正前 (旧)		
特定原材料			特定原材料に	
に準ずるもの	区分	添加物名	準ずるものの	備考
の名称			表示	
(略)				
豚肉	(略)			
(新設)				
まつたけ			Ш	
<u> </u>	(略)			
(略)		<u> </u>		

別表3

特定原材料等の代替表記等方法リスト

1 特定原材料 (略)

2 特定原材料に準ずるもの

通知で定め	代替表記	拡大表記 (表記例)	
られた品目	表記方法や言葉が違うが、	特定原材料準ずるものの名称	
	特定原材料に準ずるものと	又は代替表記を含んでいるた	
	同一であるということが理	め、これらを用いた食品であ	
	解できる表記	ると理解できる表記例	
(略)			
豚肉	(略)		
_(新設)_			

		改正後 (新)	
_(削除)_			
もも	(略)		
(略)			

別添 アレルゲンを含む食品の検査方法 序文~(別添1)(略)

(別添2) 判断樹について

- 1 (略)
- 2 スクリーニング検査について
- (1)(2)(略)
- (3) スクリーニング検査で陽性とは、食品採取重量 1g 当たりの特定原材料 由来のタンパク質含量が  $10 \mu g$  以上のものをいう $^{2}$ .
- (4)(略)

※1 平成 13 年 10 月 29 日に取りまとめられた厚生労働科学研究費補助金による食品表示が与える社会的影響とその対策及び国際比較に関する研究班アレルギー表示検討会中間報告書において、「数  $\mu$  g/ml 濃度レベル又は数  $\mu$  g/g 含有レベル以上の特定原材料等の総たんぱく質を含有する食品については表示が必要と考えられる。」とされたこと等による。

 $3 \sim 6$  (略)

(削除)

	以正削 (旧)	
まつたけ	松茸 マツタケ	焼きまつたけ まつたけ土瓶
		蒸し
もも	(略)	
(略)		

孙正治 (四)

別添 アレルゲンを含む食品の検査方法 序文~(別添1)(略)

(別添2) 判断樹について

- 1 (略)
- 2 スクリーニング検査について
- (1)(2)(略)
- (3) スクリーニング検査で陽性とは、食品採取重量 1g 当たりの特定原材料 由来のタンパク質含量が  $10 \mu g$  以上のものをいう $_{-1}^{1}$ 。
- (4)(略)

(新設)

 $3 \sim 6$  (略)

7 平成 13 年 10 月 29 日に取りまとめられた厚生労働科学研究費補助金による食品表示が与える社会的影響とその対策及び国際比較に関する研究班アレルギー表示検討会中間報告書において、「数 μg/ml 濃度レベル又は数μg/g 含有レベル以上の特定原材料等の総たんぱく質を含有する食品につい

改正後 (新)	改正前 (旧)
	ては表示が必要と考えられる。」とされたこと等による。
(別添3)標準品規格~別添 Shellfish Growing Areas Classified for	(別添3)標準品規格~別添 Shellfish Growing Areas Classified for
Harvest for Human Consumption in Accordance with Regulation 48 of the	Harvest for Human Consumption in Accordance with Regulation 48 of the
Animal Products (略)	Animal Products (略)